

## 建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の八第二項に基づきエレベーターの制御器の構造を次のように定める。

平成 年 月 日

### エレベーターの制御器の構造方法を定める件

#### 第一 かごを主索でつるエレベーターの制御器

かごを主索でつるエレベーター又はかごを鎖でつるエレベーター（油圧式エレベーターを除く。）について、第二百二十九条の八第二項に基づき定める制御器の構造方法は、次の構造のものとする。

一 かごを主索でつるエレベーターは、かごに積載荷重の $1.15$ 倍（平成十二年建設省告示第 号第二に定めるフォークリフト等がかごの停止時にのみ乗り込む荷物用エレベーターにあつては、 $1.5$ 倍）の荷重が加わつた場合においてもかごの位置が著しく変動しないものとする。ただし、かごの停止位置が着床面を基準として七十五ミリメートル以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための補正装置（着床面を基準として七十五ミリメートル以内の位置において補正することができるものに限る。）を設けたものにあつては、この限りでない。

二 かご内及びかごの上で動力を切る事ができる装置を設ける。ただし、次に掲げるエレベーターにあつては、かごの上で動力を切る事ができる装置を設けないものとする事ができる。

イ 昇降行程が十メートル以下であるもの。

ロ かごの天井を有さないもの又はかごの天井を開き、昇降路の戸その他の点検ができるもの。

#### 第二 油圧式エレベーター

油圧式エレベーターについて第二百二十九条の八第二項に基づき定める制御器の構造方法は、次の構造のものとする。

- Ⅰ 油圧式エレベーターの制動装置は、かごの停止時における自然降下を調整するための床合わせ補正装置(着床面を基準として七十五ミリメートル以内の位置において補正することができるものに限る。)を設けたものとする。
- Ⅱ 第一第二号の基準に適合するものである。